

事務連絡  
令和5年1月19日

各建設業者 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

### 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査について（協力依頼）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業の働き方改革に向けては、平成30年に成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、建設業についても、令和6年度から時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされたところであり、その適用が1年後に迫っていることから、週休2日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革の更なる徹底が急務となっております。

適正工期をめぐる国土交通省の取組としては、令和元年6月に品確法と建設業法・入契法を一体的に改正する「新・担い手3法」が成立し、「著しく短い工期による請負契約の禁止」が新たに規定され、また令和2年7月には中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されており、建設業の働き方改革の実現に向けて、取組を強化していくこととしております。

このため、国土交通省における今後の施策を検討するにあたって、工期設定等の実態調査をさせていただきたく、ご多忙の折恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

調査への回答方法等につきましては下記 URL または別紙「調査票 FAX」をご確認ください。

アンケート調査票（ウェブ形式）：<https://forms.office.com/r/RqVzjRS8nD>

なお、本調査の実施ならびに調査結果のとりまとめにつきましては、(株)建設技術研究所に業務委託をしております。

【調査の趣旨等に関する問い合わせ先】  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

【回答方法等に関する問い合わせ先】  
(株)建設技術研究所 実態調査担当  
FAX : 03-3668-4612  
E-mail : [hatakaku-g@ctie.co.jp](mailto:hatakaku-g@ctie.co.jp)